

公共ふ頭におけるプッシャー・バージ使用料の取扱い基準

この基準は、川崎市港湾施設条例第3条に基づく許可のうち、公共ふ頭におけるプッシャー・バージの取り扱いについて、必要な事項を次のとおり定めるものとする。

公共ふ頭におけるはしけ（バージ）の利用許可に係る使用料の算定については、港湾施設条例第13条及び同施行規則第8条により徴収するが、入港料の対象となる総トン数700トン以上の「プッシャー・バージ」については、バージ部分の総トン数を次の換算式により求め、プッシャー（押し舟）の総トン数を加えた値を総トン数とし、係船岸壁、栈橋及び物揚場使用料に準じて徴収する。

（換算式）

総トン数=L（長さm）×B（幅m）×D（深さm）×0.353×1/2（小数点以下切上げ）

付 則

この基準は、平成19年3月1日から施行する。